



国民健康保険税の税率などを変更しました

問合せ 市民課保険係 127

国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者みんなで国民健康保険税を納め、医療費を支出する助け合いの制度です。加入する方は、自営業の方や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。

▼国民健康保険の運営状況

国民健康保険の運営は、東京都から示される国民健康保険事業費納付金を支払うことで、医療費の全額が東京都から交付されます。この納付金を支払うための主な財源は保険税であり、必要な保険税を確保するための税率（標準保険料率）が東京都から示されています。しかし、下表にあるように標準保険料率と市の税率には開きがあり、この不足する保険税収入を、一般会計からの繰入金（法定外繰入）により補う厳しい状況が続いています（P8グラフ参照）。

▼国保税の軽減

国保世帯の合計所得金額が一定金額以下の世帯については、国保税（均等割額）の軽減対象となります。令和2年度から軽減判定基準が一部拡大されました。

申請の必要はありませんが、住民税（市民税・都民税）が未申告の場合は軽減されませんので、ご注意ください。

国や東京都は、国保の財政を安定的に運営していくため「法定外繰入」を行っている市町村に対し、この繰入金の削減・解消を目的とした「国保財政健全化計画」の策定を義務付けています。

■保険税の税率など（比較）

項目	標準保険料率	令和2年度	令和元年度	前年度比	
医療分	所得割税率	7.39%	5.82%	5.54%	0.28%
	均等割額	30,294円	25,000円	24,400円	600円
	限度額		630,000円	610,000円	20,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.56%	2.20%	2.09%	0.11%
	均等割額	11,422円	10,500円	10,300円	200円
	限度額		190,000円	190,000円	—
介護保険分	所得割税率	2.36%	1.99%	1.87%	0.12%
	均等割額	13,353円	12,400円	12,000円	400円
	限度額		170,000円	160,000円	10,000円

■国保税改正のモデルケース

1人世帯の場合（40歳以上65歳未満）

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円	
年税額	改正後	14,300円	214,900円	315,000円	515,200円
	改正前	13,900円	205,300円	300,300円	490,300円
	引上額	400円	9,600円	14,700円	24,900円

※所得0円は申告済みで7割軽減を適用した場合

4人世帯の場合（両親40歳以上、子ども2人）

年間所得額	0円	200万円	300万円	500万円	
年税額	改正後	50,000円	300,400円	433,900円	634,100円
	改正前	48,700円	288,700円	416,400円	606,400円
	引上額	1,300円	11,700円	17,500円	27,700円

※所得0円は申告済みで7割軽減を適用した場合

○5割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×28・5万円+33万円以下の世帯
○2割軽減：被保険者の世帯所得金額の合計が33万円を超え、被保険者人数×52万円+33万円以下の世帯

▼国保税の減免

次の場合は申請により保険税の減免の対象となります。
○災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった場合
○被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、後期高齢者医療制度（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

▼非自発的失業者への軽減
会社都合による解雇などで失業された方は、国保税の軽減を受けることができます。詳しくは、保険係まで問い合わせてください。

▼納付書の送付

令和2年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

▼医療費の節約に努めましょう

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の大きな要因となっています。国保の加入者一人ひとりが、日ごろの生活習慣を振り返り、運動や食事などに気をつけ、健康

の保持・増進に努めることが大切です。自分自身の健康づくりが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。

○特定健康診査を受診し、日頃から健康管理

5月に、国保に加入している40歳〜74歳の方と後期高齢者医療制度に加入している方に、健康診査受診券を送付します。自分の健康管理のために、定期的に健康診査を受診しましょう。

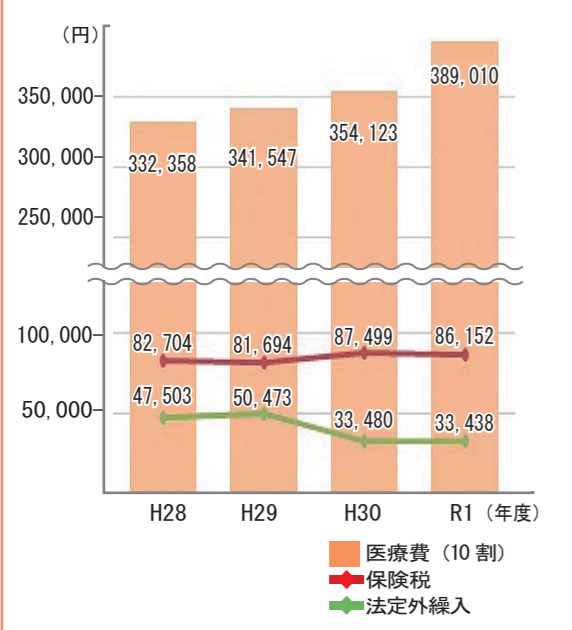
○はしご受診や重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬が体に悪影響を与える心配もあります。今受けている治

療に不安などがあるときには、医師と話し合ってみましょう。
○後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう
「ジェネリック医薬品」は、新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格が安くなります。高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を服薬している人は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。

使用について不安や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。
※ジェネリック医薬品：新薬の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬

■1人当たりの医療費（10割分）・保険税・法定外繰入金の推移（令和元年度は見込額）



国保加入者の方に「温泉センター割引利用券」を差し上げます

希望する方は必ず、国民健康保険証を持参してください。
配布場所 市役所1階市民課保険係
※後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）には配布していません。
利用可能施設
■檜原温泉センター「数馬の湯」
☎ 598-6789
■奥多摩温泉「もえぎの湯」
☎ 0428-82-7770
■秋川渓谷「瀬音の湯」
☎ 595-2614
■生涯青春の湯「つるつる温泉」
☎ 597-1126
利用期間 令和3年3月31日(水)まで
※利用時間などは利用券に記載しています。
問合せ 市民課保険係 127

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分〜午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。